

健診を受けましょう

町では6月と7月に「国保特定健診」と「一般健診」を実施します。(健診日程は、広報4月号に折り込みした「保健だより」に掲載しています。また、広報6月号と7月号にも掲載予定です。)

受診する方法は、加入する保険証の種類や年齢により、次のように異なりますので、ご確認のうえ受診してください。

松前町の国保(40歳～74歳)、後期高齢者医療保険(75歳以上)の方

「国保特定健診」、「後期高齢者健診」の対象者のみなさまには、5月中旬に**受診券**と**問診票等**をお送りしますので、なくさないようにして、当日、会場にお持ちください。

年齢と保険証の種類		受診券をお送りする時期	お問い合わせ先
40歳～74歳	松前町の国民健康保険	5月中旬に、役場福祉課から郵送します。	役場 福祉課 ☎42-2275④247
75歳以上	後期高齢者医療保険		

30歳～39歳の方、40歳以上の生活保護世帯の方

「特定健診」の対象ではありませんが、同時に実施する「**一般健診**」を受けられます。

対象者	「受診券」について	お問い合わせ先
30歳～39歳の方(保険種類を問わず)	受診券は必要ありません。	役場 健康推進課 ☎42-2275④242
40歳以上の生活保護世帯の方		

上記以外の方(協会けんぽ、全国土木、全国建設など)

社会保険にご加入の方は、その保険や加入形態により、受診できるかどうか異なります。受診できる場合は、必ず「受診券」が必要で、自己負担が生じることがあります。

年齢と保険証の種類	「国保特定健診」の受診可否	お問い合わせ先
40歳～74歳	被保険者(本人) → 受診できません (「事業主健診」を受ける義務があります)	事業主 (社会保険担当)
	被扶養者(家族) → 受診できます 「受診券」は、「協会けんぽ」より4月に送られています。	
	任意継続の方 → 受診できます 「受診券」は、「協会けんぽ」に直接、申し込みください。	ご加入の 「協会けんぽ」
その他の保険証 (全国土木、全国建設など)	保険の種類によって、取り扱いが異なりますので、事業主あるいはご加入の健康保険にご確認ください。	事業主(社会保険担当)、あるいは直接「ご加入の健康保険」へ

※参考・・・「協会けんぽ」北海道支部 ☎011-726-0352(代表)

健診全般に関するお問い合わせ

役場 ☎42-2275 福祉課(医療担当) ④247 または健康推進課④242